「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)委託」について、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第9条の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説 明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案者の要件)

- 第3条 提案書を作成する者(以下、「提案者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす法人とする。
 - (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること。
 - (2) 学習支援についての活動実績があり、法人が持つノウハウやアイディアを活かした 支援ができること。
 - (3) 令和元、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、登録種目350(その他委託等)に登録し、学習支援を行っている者であること。
 - (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (6) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

- 第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 提案者の概要・事業実績

- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容及び実施手法
- (4) 業務実施体制

(評価)

- 第5条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 提案者の事業実績
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施内容及び実施手法の妥当性・実現性等
 - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を踏まえ、評価基準に基づき採点を行い、 当該業務に最も適したものを特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
 - (1) こども青少年局総務課長(委員長)
 - (2) こども青少年局企画調整課長(副委員長)
 - (3) こども青少年局青少年育成課長
 - (4) こども青少年局こども家庭課長
 - (5) こども青少年局こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。) に報告するものとする。
- 6 評価委員会の総務は、こども青少年局こども家庭課が行う。

(評価結果の審査)

- 第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。

附則

この要領は、令和2年8月27日から施行する。